

令和6年度地区懇談会（鷺別地区）会議次第

令和6年10月8日（火） 18時00分～ 鷺別コミュニティセンター

1. 開会
2. 市民憲章唱和 裏表紙に掲載
3. 地区連合町内会長あいさつ
4. 市からの情報提供事項 説 明
 - (資料1) 鷺別地区における津波避難について..... 1 ページ 総務部
 - (資料2) 再生可能エネルギー発電事業と
地域との調和に関する条例策定に向けて..... 2 ページ
 - (資料3) し尿処理手数料
 - ・浄化槽汚でい処分手数の見直しについて..... 3 ページ
 - (資料4) のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業..... 4 ページ
 - (資料5) 除雪作業にご理解とご協力を！..... 5 ページ
 - (資料6) 道路・公園の異常の連絡について..... 6 ページ
 - (資料7) 登別市立学校の統合について..... 7 ページ
 - (資料8) 登別市消防庁舎の進捗について..... 8 ページ 消防本部
5. 地区連合町内会が市と意見交換したい事項についての懇談
 - (1) 高齢者・障がい者などに配慮した支援について..... 9 ページ 観光経済部
 - (1) 鷺別海岸線の漂着物の撤去について..... 10 ページ 市民生活部
 - (1) 町内会役員等のなり手不足対策について..... 11 ページ 市民生活部
6. 市長5期目におけるまちづくりについて
7. 市長のまちづくり等に関する意見交換会について
8. 市長あいさつ
9. 閉会（19時30分）

1 令和6年鷺別地区で実施した津波避難訓練、意見交換会等

2月14日 栄町地区とパロマの合同避難訓練

5月30日 鷺別6丁目町内会との意見交換会

6月 5日 鷺別2丁目町内会との意見交換会

8月30日 鷺別3丁目、4丁目、ひまわり、ありあけ町内会との意見交換会

9月 5日 室蘭市東地区連合会の避難訓練参加
(いしだ市民斎場駐車場)

※連合町内会会長、事務局長、鷺別地区連会長
鷺別1丁目、2丁目町内会長 等参加



鷺別6丁目町内会との意見交換会

2 今後の予定

10月以降 避難する町内会(海側)と受け入れする町内会(山側)の「災害時(津波・土砂災害等)の被害軽減に向けた協議」を実施します。(日程調整中)

【鷺別地区と美園・若草地区との協議】

実施目的:

災害時(津波・土砂災害等)において、ご自身の居住エリアに津波や洪水などの浸水等が想定される場合、所属している町内会から別の地区の町内会への避難が必要となることも想定され、避難する側・避難者を受入れる側、双方の町内会等の相互理解が必要であるため、災害時における「共助」の重要性を認識していただくことを目的として実施します。



鷺別3丁目、4丁目、ひまわり、ありあけ町内会との意見交換会

再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例の制定に向けて

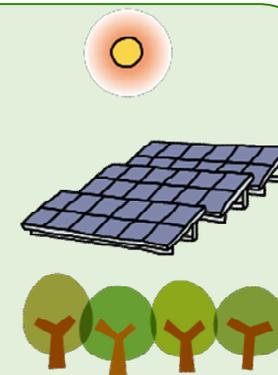
本市は、2050年までにCO2排出量の実質ゼロを目指す『ゼロカーボンシティ』への挑戦を表明

目標

2030年までに対2013年度比で**48%の削減**
2050年までに**実質ゼロ**



- 再生可能エネルギーの利用は、脱炭素社会の実現を図る上で重要な要素であるため、本市も積極的に取り組んでいく必要があります。
- 一方で、発電事業に伴い、自然環境や景観、生活環境等への影響のほか、災害の発生が懸念されるため、観光都市という地域特性からも、そうした影響等の低減を図る必要があります。



このため、市内に一部、太陽光発電設備などの設置を抑制するエリアを設けるなど、環境や景観等に配慮した再生可能エネルギー発電設備の導入がなされるよう、条例の制定に向けて取組を進めています。

※条例の議案は、市議会定例会へ令和6年度中(令和7年3月まで)の提出を目指しています。

引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ
電話：0143-85-2958



し尿処理手数料・浄化槽汚でい処分手数料の見直しについて

●し尿処理手数料とは（現行：309円/40ℓ）

し尿の収集や処理に係る経費に対し、
くみ取り世帯にご負担いただいているもの

●浄化槽汚でい処分手数料とは（現行：37円/40ℓ）

浄化槽汚でいの処理に係る経費に対し、
浄化槽処理世帯にご負担いただいているもの

人件費や燃料費等の上昇により収集や処理に係る経費が増加傾向にある一方で、くみ取り世帯の減少により手数料収入が減少傾向にあるため、収支の差が広がっている状況にあります。
受益者負担の適正化を図るため、手数料の見直しを行います。

[改定案]

し尿処理手数料 550円/40ℓ （現行から241円/40ℓの増）
浄化槽汚でい処分手数料 66円/40ℓ （現行から29円/40ℓの増）

～ 次の日程で対象世帯の皆様を対象に説明会を開催します ～

開催場所	開催日時
登別市市民会館	1回目：10月 9日 午後2時から
	2回目：10月11日 午後6時から
登別市環境交流センター ヌプル	1回目：10月 8日 午後2時から
	2回目：10月28日 午後6時から
登別市鷺別コミュニティセンター	1回目：10月10日 午後2時から
	2回目：10月10日 午後6時から



登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ
電話：0143-85-2958

みんなで作ろう ごみのないきれいなまち 資料4

～のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業～

市では、市民のみなさん（2名以上のグループ）に、身近にある道路や公園・広場、河川の里親になっていただき、ボランティアで清掃や草刈・花壇づくりなどを行うアダプトプログラム『のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業』を実施しております。

事業の流れ

担当者事前協議

里親届出

合意書締結

清掃用具提供

活動開始

年間活動報告

①里親を募集しています

きれいなまちづくりの第1歩は、私たちのまちを私たちの手できれいにするところから始まります。まちをきれいにし、心も体もフレッシュに！！を合言葉として『のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業』に参加する里親を募集しています。

アダプト (adapt)

英語で【～を養子にする】の意味で、公園や道路などの公共施設を子どもに見立て、市民や企業などが里親となり、わが子を育てるように世話（清掃・美化）をすることから命名されました。

②里親になるには

清掃・美化活動をしようと思う道路・公園・広場・河川について、市の窓口（土木・公園グループ）にご相談ください。
※2名以上のグループ（家族、町内会等、学校、商店、企業、各種団体）とします。

③お申し込み・お問い合わせは

都市整備部 土木・公園グループ 管理担当
TEL 0143-84-5751 FAX 0143-85-8286
E-mail : kanri@city.noboribetsu.lg.jp

「イメージキャラクター」



除雪作業にご理解とご協力を!



! 間口の雪処理にご協力ください。



当市の除雪は主に押し込みやかき分けによる方法で行っているため、道路を除雪した後、どうしても玄関先や車庫前に雪が残ってしまいます。この雪については、市民の皆様のご協力により、道路脇や敷地内での処理をお願いします。

! 道路に物を置かないでください。



車庫前の乗り入れ台や看板用のブロック等は除雪の支障となるばかりでなく、事故の原因にもなりますので、道路には絶対に置かないでください。

! 道路に雪を出さないでください。



除雪中や除雪後、道路脇にたまった雪や宅地内の雪を道路に出すことは除雪作業の妨げとなるだけでなく、デコボコ道をつくり、交通事故や道路障害を招く原因となります。宅地内の雪などは敷地内で処理するか、雪捨て場に運んでください。

! 除雪車に近づかないでください。



作業中の除雪車に近づくことは大変危険な行為です。特に、小さなお子さんのいらっしゃるご家庭は注意してください。

! 路上駐車はしないでください。



除雪の際に、路上に駐車車両があると、その道路の除雪を中断せざるを得ない場合があります。また、交通事故の原因となることもありますので、地域でお互いに注意しあい、路上駐車をなくしましょう。

※令和6年度より除雪管理システムを導入し、スマートフォンやPC等で除雪の出動状況を確認できるようになります。

除雪に関する
問い合わせ先

登別市 都市整備部 土木・公園グループ

TEL.(0143)85-3260(直通)

※土・日・祝日、夜間、年末年始TEL0143-85-2111(代表)



【登別市】道路・公園の異常の連絡について

道路、公園の異常を見つけたら、下記の連絡先からご連絡ください。

※緊急の場合は、電話にてご連絡をお願いします。

【連絡先】

連絡時間帯	異常箇所	電話番号	連絡フォーム QRコード スマートフォンなどで読み取って下さい。
平日 昼間 (土木・公園G 直通)	道路	0143-85-3260	
	公園	0143-85-4115	
平日 夜間 土・日・祝日 (市役所 当直)	道路 公園	0143-85-2111	



【道路・公園の異常の例】

道路の穴	排水施設の損傷	道路の異常その他
		ガードレール・縁石・照明灯の不点灯など
公園柵の損傷	看板の損傷	公園の異常その他
		遊具の故障・公園灯の不点灯・公園トイレの故障など

登別市 都市整備部 土木・公園グループ

登別市立学校の統合について

1 幌別小学校・幌別東小学校（令和7年4月1日統合）



本年度は、令和7年4月の統合に向けて、1年を通じて両校の児童同士の交流事業を行っております。

また、幌別東小学校の回顧展が令和7年2月10日（月）～15日（土）（11日を除く）に、閉校記念式典・惜別の会が令和7年2月15日（土）に開催されます。

幌別東小学校で取り組んでいる「幌別駒おどり」は、統合後の幌別小学校でも引き続き取り組んでいきます。

2 幌別中学校・登別中学校（令和9年4月1日統合）



令和7年4月の新入生（幌別中学校・登別中学校）から、児童・生徒の投票で決めた「ジェンダーレス制服」に変わります。

登別中学校区からの通学はスクールバスを基本としますが、教育委員会においてバス事業者と調整を行い、PTAの皆様と意見交換を行い決定します。

また、登別中学校で取り組んでいる「熊舞」と「鬼みこし」は、統合後の幌別中学校でも取り組んでいくこととし、令和9年4月の統合に向けて、本年度に両校の教職員による協議会を立ち上げ、両校生徒の事前交流事業や教育課程のあり方などを検討していきます。

登別市消防庁舎の進捗について

問い合わせ 消防本部総務G 85-9611

令和3年度から新消防庁舎の建設事業を進めています。

令和4・5年度で建設工事を終了し、今年度は敷地の外構工事を行っており、令和7年4月の供用開始を予定しております。

○消防庁舎の概要

建設場所 登別市富岸町1丁目9番地8

主要施設 1階 車庫・大会議室 2階 職員仮眠室 3階 事務室

鉄筋コンクリート造地上3階一部5階建て 延べ面積2,804.37㎡

○消防庁舎大会議室のご利用について

新消防庁舎1階の大会議室（収容人員60名）は、消防署の活動以外にも、市民の皆様の防火・防災に関する研修会、救命講習等にご利用いただけます。

詳しくは問い合わせください。



1階大会議室

○鷺別地区の消防体制について

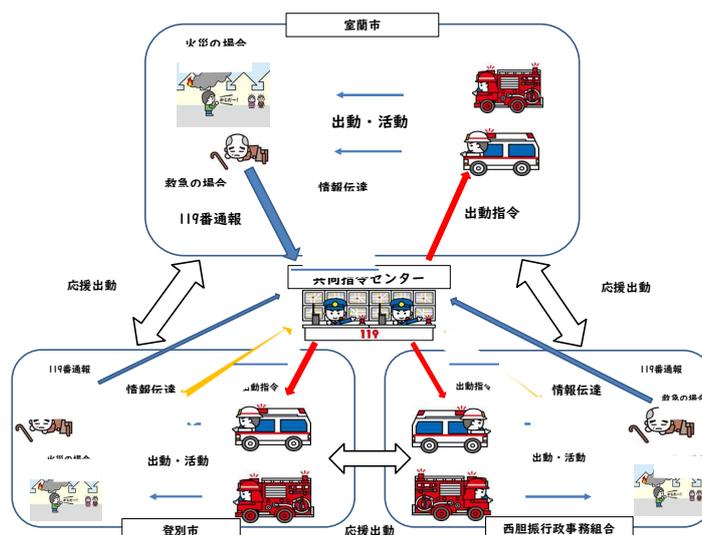
令和7年4月の新庁舎の供用開始をもって、消防署鷺別支署を消防署としては廃止しますが、引き続き、消防団車両を配置し、地域防災の要となる消防団鷺別分団の詰め所として運用してまいります。

消防通信指令業務の共同運用について

西胆振地域の3消防本部（登別市消防本部・室蘭市消防本部・西胆振行政事務組合消防本部）では、整備費や維持管理費の負担軽減等を目的に、119番通報の受付や消防車両等への出動指令を行う**消防通信指令業務**の共同運用を、令和8年2月の運用開始に向けて現在準備を進めています。

共同指令センターは、室蘭市消防総合庁舎内に設置しますが、市民の皆さんが119番通報された場合には、これまでと同じく登別市の消防車や救急車が出動します。

指令センターイメージ



鷺別地区連合町内会 10月8日（火）

課題番号1 件名：高齢者・障がい者などに配慮した支援について

【課題の内容（原文まま）】

鷺別地区に1400名程の高齢者（65歳以上）が生活して居るが食料品・日用品等を扱っている商店、コンビニが3店舗のみで隣町の大型店舗へ自転車やショッピングカートと営業車等で買い出し又は商品カタログにより生活を支えている状況にあるが危険や割高になっている。地域としては商店の増加が望ましいが現状打開は難しい世情となって居る事を踏まえ、少なくともこの店舗が無くならないための方策を講じて買い物難民を出さないよう対応を講じて頂きたい。

鷺別地区連合町内会 10月8日（火）

課題番号2 件名：鷺別海岸線の漂着物の撤去について

【課題の内容】

栄町2丁目から鷺別漁港（鷺別川河口）までの海岸線に大量の海洋プラ等の漂着物、特に漂流木は大量で大きく、重量により個人での処理には無理がある。その他の海洋プラ類等は一昨年に旧栄町保育所周辺で清掃活動が行われたが元の状態に戻っている。海岸線は北海道の管轄で何度か撤去依頼を行ったが実現して居ない。海洋プラなど小物は人の手で集められるが、漂流木は過去には直径1m以上や長い物も有り重機などでの撤去が不可欠である。市長の「全市観光」を踏まえても、鷺別海岸の風景を観光材料とすべきで市行政から北海道への働きかけを行い、きれいな海岸にして頂きたい。

鷺別地区連合町内会 10月8日（火）

課題番号3 件名：町内会役員等のなり手不足対策について

【課題の内容（原文まま）】

地区各町内会では役員が減少し町内会運営や事業、行事に苦慮している現状に有ります。町内会に関わらず消防団員や民生委員児童委員、その他ボランティア的公職等でも苦慮していると聞く。担当区域以外の掛け持ちや事業・行事の見直し等、住民への対応低下を招いている。そこで多少なりとも打開策の一つとして提案であるが、市行政を担い住民の事情を承知している市職員への啓蒙で、心ある職員に訴えてはどうか。当然ながら市職員の意思が尊重されるべきは充分承知している。しかしながら担当部署で町内会役員等についての理解が深まり、退職後にそれらの役職についての方や再就職中で終えたらお手伝いするという方も居るが少数である。「住民への奉仕者」として目先の事では無く、長い目での育成として研修等の場での啓蒙を行い、それらの役務に関心を持ち地域住民としての貢献できる職員の育成をお願いしたい。

登別市民憲章

(昭和43年9月20日制定)

わたしたちは 古い歴史と美しい自然に
恵まれた登別の市民です

ここに わたしたちの心がまえを定めて
よりよいまちをつくることに努めます

一 心身をきたえよく働いて 活気あふれる
豊かなまちをつくりましょう

一 親切をつくし きまりを守って 明るく
住みよいまちをつくりましょう

一 自然を愛し 力をあわせて 緑と空気と
太陽のいっぱいあるきれいなまちをつくり
ましょう

一 未来をつくる青少年の 健全な夢の育つ
まちをつくりましょう

一 教養をつみ 視野を広げて 平和で文化
のかおり高いまちをつくりましょう